

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成30年3月6日（火）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5館 審議会室

3 出席者

審議会委員 金澤委員 孫委員 徳村委員 浪本委員 馬場委員

実施機関 県政情報文書課

事務局 県政情報文書課 村上課長 堀内補佐 増住補佐 高島主事

4 議事等

(1) 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

(2) その他報告事項

- ・ 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
- ・ 死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について（個人情報保護審査会答申第18号に付された意見への対応について）
- ・ 平成30年度の審議会開催予定について

5 審議内容

事務局 (定足数確認) ※6名中5名の出席により、定足数を満たしていることを報告

会長 ただ今から、熊本県個人情報保護制度審議会を開会します。  
本日の議事について事務局から説明をお願いします。

事務局 (配布資料を確認・議事について説明)

### (1) 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

会長 それでは、議事に入りたいと思います。  
本日は、条例の実施機関が要配慮個人情報の収集制限の適用除外を定めるにあたり、当審議会に意見を聴く必要があるとのことで、諮問がっております。  
諮問の内容について説明をお願いします。

県政情報文書課 (資料1-1・1-2等により説明)

会長 ただいまの説明について、御質問はございませんか。

浪本委員 確認ですが、資料1-1の2頁に「個々の事務において、当該事務が該当する類型で収集できるとされている要配慮個人情報のすべての収集が認められるわけではなく、実際に収集できるのは事務の目的を達成するために必要不可欠なものだけ」とありますが、別添資料で丸がついている項目が、各事務において必要最低限のもので、それ以外の項目は収

集しないということよろしいでしょうか。

県政情報文書課 はい。補足になりますが、本県では必要最小限の情報に限り収集が認められることを明確にするため、各類型で収集できる項目を限定列挙していますが、他県等においてはこのような限定を設けていない場合もあるようです。

浪本委員 必要最小限の判断は、どこが行うのですか。

県政情報文書課 基本的には各事務の担当部署が判断することになります。  
ただし、各事務においてどのような個人情報を収集しているかについては、個人情報取扱事務登録簿に記載し公表することになります。

会長 各類型で収集できる項目を必要最小限にしているとのことですが、類型に該当したとしても、実際に収集できるのは事務の目的を達成するために必要不可欠なものに限られるという縛りが別途あるということですね。

県政情報文書課 はい。

浪本委員 枠組みがあったとしても、最終的には個別の事務の中身に照らして、どこまで情報を集めるかというのを見ていくということになるわけですね。

会長 必要不可欠かどうかの判断は実際に個人情報を収集する部署が行うということになり、類型に該当している事務について、その判断に関するチェックをすることは実際上は難しいということですか。

県政情報文書課 はい。ただし、先ほども説明しましたように、各事務で収集する個人情報の項目は、個人情報取扱事務登録簿に記載し公表するという規定になっております。

浪本委員 別の点について質問です。別添資料7頁の「語学指導等を行う外国青年招致事業」について、犯罪の経歴を収集しており、当該情報の収集は類型5ではなく類型11で読むという説明でしたが、類型5で収集できる項目に犯罪の経歴を含めた方が枠組みの設定として適切ではないかと感じたのですが、どうでしょうか。

県政情報文書課 ご指摘があったような整理も検討したのですが、類型5で収集する項目に犯罪の経歴が入っていることで、海外研修生等の受け入れには犯罪の経歴を収集する必要があると広く捉えられる可能性があると考えました。  
犯罪の経歴を収集する必要があるのは、あくまでも受け入れた海外研修生等が語学指導等の公務に従事する場合ということですので、類型11に該当するとの整理の方が適切と考えました。  
ちなみに、類型11についての補足ですが、地方公務員法が適用される職員の犯罪の経歴に関する情報は法令等に基づき収集できますが、同法が適用されない者についても公務に従事する場合は同様に犯罪の経歴を確認する必要がありますので、収集する項目の一つとしています。

浪本委員 結局、個別の事務毎に必要最小限度の検討を行うということでしたので、類型5に犯罪の経歴が含まれていてもよいのではないかと思います。

会 長 本来であれば、個別に一つ一つの事務を検討していかないといけないところを、これだけの事務の数があるとそれが難しいことから、便宜上、類型化を行っているということだと思いますので、どうしても整理が難しい点は出てくるとは思います。折角のご意見ですので検討をお願いします。

徳村委員 先ほど、「広く捉えられる可能性がある」という説明がありましたが、具体的にはどのようなことでしょうか。県の事業で来ている人だけでなく、プライベートで来ている人もそういう個人情報を収集する対象になるのではないかとということですか。

県政情報文書課 プライベートで来られる方については、県は基本的に個人情報を収集しないと思われま。す。「広く捉えられる可能性がある」というのは、例えば、別添資料7頁の「県費留学生受入事業」のように、単に留学生を受け入れるという場合にまで犯罪の経歴を調べることがあるというように捉えられる可能性があるということです。あくまでも犯罪の経歴を調べるのは、その留学生が公務に従事する場合には職員と同じように扱う必要があるという理由からです。

浪本委員 その方がすっきりすると思います。

孫委員 日本に入国する際には犯罪歴も含めた審査が行われていると思いますので、県が二重に確認する必要はないと思います。類型11は入国に関する審査の次の段階で行われる審査なので、そちらに入れた方がいいと思います。

金澤委員 私もそちらの方がよりすっきりして分かりやすいと思います。

会 長 他にありませんでしょうか。

会 長 類型9については、相談者側が話すことを止めることはできず、収集せざるを得ないということで全ての項目が収集の対象として挙げられているのでしょうか。

県政情報文書課 相談者側が話すことをただ聞くのではなく、記録した時点で収集に当たることとなります。類型9で収集が認められるのは、相談等の目的に応じて必要な範囲ということになります。

会 長 今回の類型9の表現だと、相談対応の際にはどの項目の情報でも収集してよいと思われるような気がします。

会 長 ここでいう収集は、相談者の話すことを記録に残すこと又は相談者に県の側から尋ねることを指すわけですね。

県政情報文書課 はい。

金澤委員 全ての相談機関で全ての項目の情報を収集できるというわけではなくて、それぞれの相

談機関で必要な項目の情報を収集するのだけでも、相談機関も幅が広いので、まとめて類型にする時には全ての項目になるということですね。

県政情報文書課

はい。また、本来その相談を受けるべき機関につなぐ際にも、記録等を行うことが考えられます。

県の個人情報保護条例第7条第1項で、同条例の実施機関が個人情報を収集する時は、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないことが明記されていますので、その点を徹底していくということになります。

会 長

今回の諮問は、提示されている類型について、要配慮個人情報の収集制限の適用除外を認めるということについての意見を述べればよいのですね。

県政情報文書課

はい。今回の類型案については、作成に当たって知事以外の実施機関にも照会を行った上で、各実施機関共通の形としています。実施機関毎に適用が必要な類型について諮問があっていますが、いずれも類型1～20に含まれています。

会 長

わかりました。

類型9に戻りますが、先ほどの説明では、相談者が話したことのうち、記録に残すのは相談を受けるに当たって必要な部分ということですので、要配慮個人情報の収集が認められる理由を「相手の自由な意思に基づき提供される」という類型8と同じ文言を使って整理するのは違うのではないかと。

県政情報文書課

相談等において収集するのは、県の側から求めた情報ではなく、相談者側が自らの意思に基づいて提供してきた情報であり、収集のきっかけはあくまでも相談者側にあるという意味でこのような表現になっています。

しかし、確かに類型8と9では収集の理由及び必要性が異なりますので、会長のご指摘のように文言を修正することについて検討したいと思います。

会 長

他に御質問・御意見はございませんか。

各委員

(質問・意見なし)

会 長

諮問の内容について、このままでは適当だと判断できないというような点はございますか。

各委員

(意見なし)

会 長

では、個別の案件毎に必要な最小限の情報を収集することができるのであって、類型に挙がっているものであれば、何でも収集できるというわけではないということについて留意されたいといったような意見を付したうえで、諮問の内容については概ね適当であると判断するというところでよろしいでしょうか。

他に条件付けした方がよいという点はございますか。

徳村委員

消費生活相談、多重債務問題、生活困窮など実際の相談業務に当たる人たちがこの類型を適切に解釈できるように、会長が言われたような注意書きのような文言があるといいと思います。

会 長 その文言については、私と事務局で調整させていただくということによろしいですか。

徳村委員 よろしくをお願いします。

会 長 それでは、本諮問案件については概ね適当と判断し、具体的な答申文に関しては付言も含めて会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

## (2) 報告事項

### (審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について)

会 長 それでは、報告事項に移ります。

まずは、審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について、事務局は説明をお願いします。

事務局 (資料 2 - 1 により説明)

会 長 ただいまの説明について、御質問等はございますか。

会 長 熊本県立青少年教育施設のカメラ設置台数が多くなっていますが、これはこういった施設ですか。

事務局 子ども等が合宿を行ったりする社会教育施設です。

金澤委員 3つの施設の合計なので設置台数が多くなっているということですね。

事務局 はい。合計でこの数になります。

### (死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について)

会 長 次に、死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について報告をお願いします。

事務局 (資料 2 - 2 により説明)

会 長 何か御質問等はございますか。

会 長 資料 2 - 2 の 5 頁の改正案のうち、5 (2) に「死亡した時点において未成年者であった開示請求者の子に関する情報」とありますが、この表現だと「死亡した時点において未成年者であった」が「開示請求者」にかかるように読めますので、他の書き方はできないでしょうか。

孫委員 言いたいのは、未成年だった子どもの親が開示を求める場合ということですよ。

事務局 はい。

会 長 「開示請求者の子であって、死亡した時点において未成年者であった者に関する情報」といったような言い方が正確かなと思いますので、ご検討いただければと思います。

事務局 正確な表現となるよう検討いたします。

**(平成30年度の審議会開催予定について)**

会 長 次に、次年度の審議会の予定について説明をお願いします。

(資料2-3により説明)

会 長 日程については改めて調整するということですね。

事務局 はい。

会 長 それでは、以上で本日の審議会を終了します。

(以上)